秋田県

あきた材県外住宅販路強化事業



事業の概要

【支援対象者】 「あきた材パートナー」の登録を受けた工務店等

【支 援 内 容】 1　あきた材を利用した建築への支援

［対象物件］住宅（戸建、分譲、賃貸等）、店舗、オフィス等

区分	あきた材利用量	補助額
① 構造材、下地材等	5㎥以上／棟	定額5万円
② 内装材、外装材等	10㎡以上／棟	定額5万円

※　①と②の併用可

2　あきた材の広報活動・イベント活動への支援

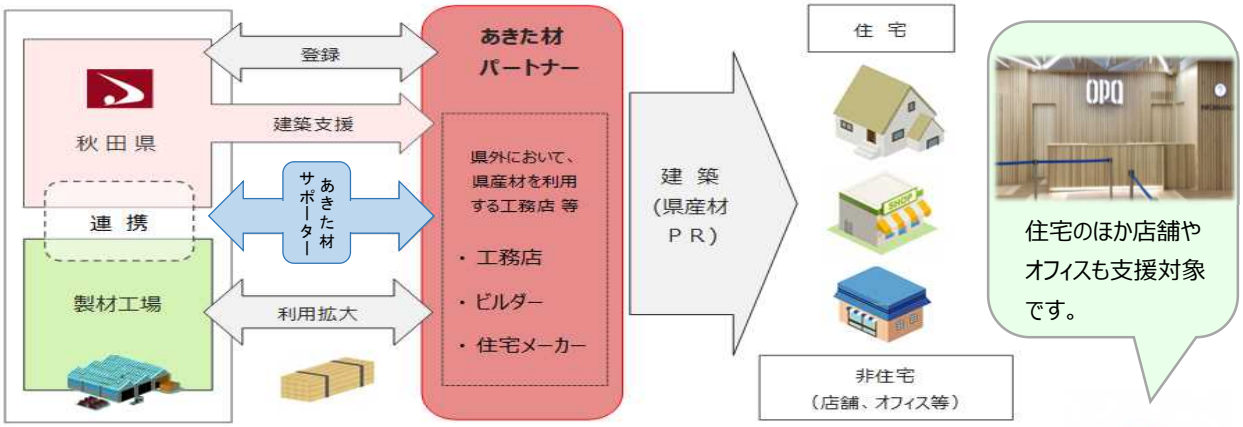
産地見学会や森林ツアー、マッチング等へのサポート

森っち

【問い合わせ先】
秋田県　農林水産部　林業木材産業課　木材利用推進チーム
Tel：018-860-1915　Mail：rinsan@pref.akita.lg.jp

事業の内容等については、上のQRコードでもご覧になれます。

事業のイメージ







パートナーと県内工場とのマッチング、秋田での社員研修や森林ツアーをサポートします。



事業（手続き）の流れ

登録

パートナー登録申請

◎登録に必要な事項を提出して下さい。
（パートナー登録実施要領様式①）
○内容を審査し、登録証を交付します。
（パートナー登録実施要領様式②）

パートナー登録

事業計画の承認等

事業計画申請

◎当年度のあきた材利用計画、普及活動の計画を提出して下さい。
（あきた材県外住宅販路強化事業実施要領　様式①）
○内容を審査し、事業計画を承認をします。
（あきた材県外住宅販路強化事業実施要領　様式②）

事業計画承認

補助金交付申請

◎承認された計画に基づく補助金額の交付申請をして下さい。
（あきた材県外住宅販路強化事業実施要領　様式⑤）
○内容を審査し、補助金を交付決定します。
（あきた材県外住宅販路強化事業実施要領　様式⑥）

補助金交付決定

事業の実施

○あきた材を利用した建築
○あきた材の普及活動

◎承認された計画に基づき、「あきた材を利用した住宅等の建築」「あきた材の普及活動」を実施して下さい。

実績報告

補助金請求

◎住宅等の完成後、普及活動の終了後に事業の実績報告、補助金の支払いを請求して下さい。
（あきた材県外住宅販路強化事業実施要領　様式⑦⑧⑨⑩、⑫）
○必要に応じて補助金の一部支払を行います。
（あきた材県外住宅販路強化事業実施要領　様式⑧⑨⑩⑪⑬、⑫）

補助金支払